

白里地区海岸部一帯への海浜レクリエーションに資する施設

大網白里市都市整備課
令和4年4月1日

都市計画法 第34条第12号

開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

大網白里市都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例 【第7条第6号】

市の総合計画又は法第18条の2第1項に規定する基本方針に基づく開発行為であって、規則で定める土地の区域（第4条第1項第4号に該当する区域に限る。）において、規則で定める用途の建築物を建築する目的で行うもの

大網白里市都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例施行規則 【第3条第2号】

県道飯岡一宮線と九十九里有料道路に囲まれる土地の区域 海浜レクリエーションに資する施設の建築を目的とする開発行為であって、次に掲げる自己の業務の用に供する建築物の用途とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第6項から第13項までに規定する営業の用に供するものを除く。

- ア 店舗
- イ 飲食店
- ウ 宿泊施設
- エ 屋外レジャー施設に附帯する建築物
- オ アからエまでに掲げる建築物に附属する建築物であって、次のいずれにも該当するもの
 - (ア) 当該建築物において原動機を使用する場合にあっては、その出力が0.75キロワット以下であること。
 - (イ) 当該建築物の作業場の床面積が50平方メートル以内であること。

市総合計画、都市マスタープランに掲げる土地利用を誘導するための開発行為で、白里地区海岸部への海浜レクリエーションに資する施設の立地を目的とする開発行為が該当します。

1. 申請地

- 主要地方道飯岡一宮線と九十九里有料道路に囲まれる土地の区域であること

2. 予定建築物

- 海浜レクリエーションに資する施設で、次に掲げる自己の業務の用に供する建築物であること
 - ・海浜レクリエーションに資する店舗
 - スポーツ用品小売業（釣具、ジェットスキー、サーフボード等）
 - 飲食料品小売業
 - 水着小売業
 - がん具、娯楽用品小売業
 - 自動販売機による小売業
 - ・飲食店
 - ・宿泊施設
 - ・屋外レジャー施設に附帯する建築物

- 上記の建築物に附属する建築物であって、次のいずれにも該当するもの
 - (ア) 当該建築物において原動機を使用する場合にあっては、その出力が0.75キロワット以下であること。
 - (イ) 当該建築物の作業場の床面積が50平方メートル以内であること。
- ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項から第13項までに規定する営業の用に供するものを除く。

備 考

- 海浜レクリエーションに資する施設以外の建築はできません。

- 農業振興地域の整備に関する法律に規定する「農用地区域」や、農地法による農地転用が必要な土地においては、農用地区域からの除外や農地転用の許可が見込まれている必要があります。